学校いじめ防止基本方針

(令和6年4月)

島根県立松江商業高等学校

◆ はじめに ◆

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、いじめ問題への対応は学校の喫緊の課題となっている。

こうした中、今一度すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む姿勢について十分に理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、島根県教育委員会が策定した「島根県いじめ防止基本方針」をもとに、「学校いじめ防止基本方針」を作成して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を教職員一人ひとりが正しく理解し、すべての生徒が生き生きとした学校生活を過ごせる環境を整える。学校において校内研修を実施するなど、「学校いじめ防止基本方針」の積極的な活用を図り、学校全体で「いじめ問題」の防止に努めるため、本方針を定める。

♦ 目	次 ◆
[教職員の取り組み]	
1. いじめ防止等に関する基本的考え方・・・p3	4. ネット上のいじめへの対応・・・・・・p11
(1)いじめとは	(1)ネット上のいじめとは
(2)いじめについての基本的な考え方	(2)未然防止
(3)いじめの構造、要因、態様	(3)早期発見・早期対応
2. いじめ未然防止 ·····p4	[組織的対応]
(1)いじめの防止	1. いじめ問題に取り組む体制の整備・・・・・p14
①環境づくり	2. いじめが発生した場合の組織的対応・・・p15
②取り組み	3. 保護者、地域、関係機関との連携・・・・・p16
③組織	4. 校内研修の充実·····p16
(2)早期発見	
①積極的認知と情報共有	
②取り組み	
③特に配慮が必要な生徒への対応	[重大事態への対応]
3. 早期対応 ·····p8	1. 重大事態の意味·····p20
(1)いじめ対応の基本的流れ	2. 重大事態への対応・・・・・・p20
(2)いじめ対応のポイント	

[教職員の取り組み]

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1)いじめとは

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

平成25年6月28日公布「いじめ防止対策推進法 総則1より」

(2)いじめについての基本的考え方

いじめには様々な特質があるが、教職員が持つべきいじめ問題についての認識は次のようなものがあげられる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくい所で行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、 一体となって取り組むべき問題である。

(3)いじめの構造、要因、態様

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」、「傍観者」など周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用が働いたり、促進作用が働いたりする。

②いじめの要因

- ・嫉妬心(相手をねたみ、引きずり落そうとする。)
- ・支配欲(相手を思いどおりに支配しようとする。)
- ・愉快犯(遊び感覚でおもしろさを味わう。)
- ・同調性(強いものに同調する。数の多い方に入っていたい。)
- ・嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい。)
- ・反発、報復(相手の言動に対して反発・報復したい。)
- ・欲求不満(イライラを晴らしたい。)

③いじめの態様

(犯罪行為として取り扱われる場合)

- ・仲間外れ、集団による無視 *刑罰法規には抵触しないが毅然とした対応が必要。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。・・・暴行
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。・・・・・・・・・暴行、傷害
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。・・・・・窃盗、器物破損
- ・嫌なことや性的辱め、危険な行為をされたり、させられたりする。・・・強要、強制わいせつ
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。・・・・・・名誉棄損、侮辱

2. いじめ未然防止

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ことを踏まえ、いじめの未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、お互いの人格を尊重しあう人権意識、好ましい人間関係の構築、適切なストレスへの対処、豊かな心の育成、自尊感情の醸成など「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

(1)いじめの防止

(1)環境づくり

生徒たちは、周りの環境によって影響を受ける。生徒たちにとって教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒たちに対して愛情を持ち、配慮を要する生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の大きな力となる。

【生徒たちの信頼】

教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合が ある。教職員は、生徒たちの良きモデルとなって信頼されることが求められる。

【教職員の協力体制】

温かい学級経営、教育活動を展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、 互いに気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒たちに向き合う時間を確保し、心の通う学校づくりを推進することが必要である。

【自尊感情を高める活動】

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒たちを成長させる。また、教職員の温かい声掛けが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒たちを大きく変化させることができる。

②取り組み

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

【人権教育】

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを、教育活動全体を通じて繰り返し伝えて理解させることが大切である。生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権意識の高揚を図る必要がある。

【道徳教育の必要性】

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切になる。人としての「気高さ」や「心遣い」「優しさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑制につながると考えられる。

【保護者や地域への働きかけ】

PTA の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供して、意見交換する場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、広報活動を積極的に行う。

③組織(追加)

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教頭(委員長)・生徒指導主事・図書人権教育部長・養護教諭・各学年主任により構成される「いじめ防止委員会」を置くものとする。また、当該委員会は定期的に開催する。

実践のための参考資料

生徒に自信を持たせる言葉

- ○「そうか いいところに気が付いたね。」
- ○「あの時の態度立派だったよ。大きく見えたよ。」
- ○「とても勇気のいることだったでしょう。感心したよ。」
- ○「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」
- ○「あなたの○○に取り組む姿勢はすばらしい。」
- ○「そう、○○ができたの。すごい。うれしいわ。」 など

心に残る言葉

- ○「大切だからこそこうやって話をするんだ。」
- ○「あなたにはあなたの可能性がある。大事にしなきゃもったいない。」
- ○「約束だよ、信じてるから。」
- ○「あなたが必要なんだ。」など

保護者との連携実践例

- ○ゲストティーチャーを招き、話を聞く。
- ○保護者へのいじめアンケートの実施。
- 例:「いじめをなくすにはどうしたらいいかご意見をお聞かせください。」 「いつもと違う子どもの変化に気付くために心掛けていることを教えてください。」

③ 特に配慮が必要な児童生徒への対応

以下に掲げた例をはじめとして、児童生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に児童生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、異なる校種間の連携をさらに進め、配慮が必要な児童生徒について情報共有を行う。

- 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、 性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校とし て必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒、又は原子力発電所事故により避難している児童生徒(以下「被災児童生徒」という。)については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(2)早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処への前提である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知して、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。なお、相談窓口を設け、人権・同和教育および教育相談担当者があたる。

①積極的認知と情報共有

- ○学校生活全般を通じていじめを敏感に感じる感性を磨く。
- ○教室に日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる掲示をする。
- ○中学校時代の人間関係やグループ形成の状況、入学後のグループ形成の状況など、 生徒部、学年部、担任、部活動顧問等でグループ内の人間関係について把握に努める。
- ○気になる生徒には、意識調査等を通じて文書に書かせるなど、担任と生徒・保護者が 日頃から連絡を密にして信頼関係を構築する。
- ○気になる内容に関しては、早急に教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

②取り組み

- ○日常の生活の中での声掛け等、生徒たちが日頃から気楽に相談できる環境づくり。
- ○定期的な教育相談週間を設けるなど教育相談体制の整備。
- ○生徒意識調査(いじめアンケート・学校生活アンケート)を発見の手立てとして活用する。

早期発見のための相談しやすい環境づくりポイント

生徒たちが、教員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる。対応の如何によっては、情報が入らなくなり潜在化する恐れもある。

【生徒からの訴えには】

- ○日頃から「よく言ってくれたね。 きちんと守るから。」という教職員 の姿勢を伝える。
- ○一時的に危険回避する時間、 場所の提供。
- ○担任、カウンセラー等による心 のケア。
- ○「あなたを信じている。」という姿 勢での傾聴。

【周りからの訴えには】

- ○訴えた生徒へのいじめを 防ぐため、十分配慮した場 所、時間を確保。訴えを真 摯に受け止める。
- ○勇気ある行動を称え、情報発信元を絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

【保護者からの訴えには】

- ○日頃から保護者との信頼 関係を築く。
- ○生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育でについて否定されたと感じることがある。日頃から保護者の気持ちを十分理解して接するように心がける。

3. 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期の適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

(1)いじめ対応の基本的流れ

いじめ情報のキャッチ

- ○「いじめ対策委員会」を招集する。
- ○いじめられた生徒を徹底して守る。
- ○見守る体制を整備する。(休み時間、清掃等)

正確な実態把握

指導体制、方針決定

生徒への指導・支援

今後の対応

- ○当事者双方、周り の生徒から聴き取り、 記録する。
- ○個々に別々の場所 で聴き取りする。
- ○関係教職員と情報 共有し、正確に把握 する。
- ○一つの事象にとら われず、全体像を把 握する。
- ○複数の教職員で対応することを原則として、管理職の指示のもとに教職員の連携と情報共有を随時行う。

- ○指導のねらいを明確 にする。
- ○すべての教職員の 共通理解を図る。
- ○対応する教職員の 役割分担を考える。
- ○教育委員会、関係 機関との連携を図る。

○いじめられた生徒を保 護し、心配や不安を取り 除く。

〇いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である。」という人権意識をもたせる。

- ○継続的に指導 や支援を行う。
- ○カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 〇心の教育の充 実を図り、誰もが 大切にされる指導 を行う。

保護者との連携

- ○直接会って、具体的 な対策を話す。
- ○学校の方針を伝え、 協力を求め、今後の学 校との連携方法を話し 合う。
- ○複数の教職員で対応 する。

(2)いじめ対応のポイント

<把握すべき情報例>

◆誰が誰をいじめているのか?···········【加害者と被害者の確認】

◆いつ、どこで起こったのか?・・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】

◆どんな内容のいじめか?どんな被害をうけたか?・・・・・【内容】

◆いじめのきっかけは?・・・・・・・・・・【背景と要因】

◆いつ頃から、どのくらい続いているのか?・・・・・・【期間】

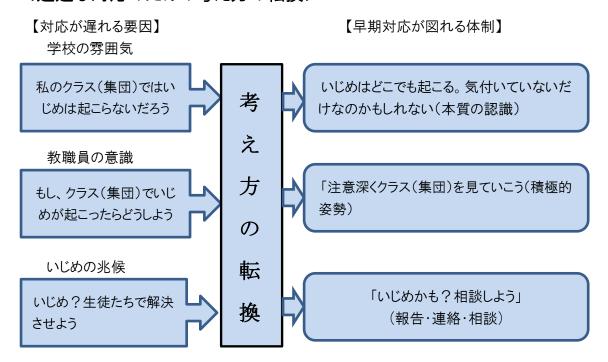


要注意:生徒の個人情報は、その取扱いに十分注意すること。

<当事者及び周囲への対応>

- ◆いじめられた生徒に対して
 - ○事実確認とともに、まず、つらい気持ちを受け入れる。
 - ○必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ◆いじめた生徒に対して
 - ○いじめた気持ちや状況を説明し、生徒の背景にも目を向けて指導する。
 - ○心理的孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、決して許されない行為であることを伝える。
- ◆周りの生徒に対して
 - ○当事者の問題にとどめず、学級及び学年、学校全体として考え、いじめの傍観者 から抑止する仲裁者への転換を目指す。
 - ○「いじめは許されない」という毅然とした姿勢を全体に示す。
 - ○はやし立てたり、見て見ぬ行為も、いじめの肯定であることを理解させる。
 - ○自分たちの問題として意識させる。
 - ○相談することは、勇気ある行動で称えられることであることを理解させる。
- ◆保護者に対して間違った対応
 - ○いじめられた生徒保護者
 - ・お子さんにも悪いところがある。 ・家庭の甘やかし ・クラスにいじめはありません。など
 - 〇いじめた生徒保護者(保護者との平素の連携不足から起こる保護者の反応)
 - ・学校がきちんとし指導していれば ・いじめられる理由があるのだろう
 - ・ここまで深刻になるまで、なぜ連絡してくれないのか など

< 迅速な対応のための考え方の転換>



くいじめの解消について>

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

◆いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上のものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

◆ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

4. ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、 人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門機関と連携して対応していくこと が必要である。

(1)ネット上のいじめとは(トラブル事例)

◆メール

- ◆ブログ
- ◆チェーンメール
- ◆学校非公式サイト



特殊性

匿名性により、自分だと分らなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれる。被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると感じ、心理的ダメージが大きい。

♦SNS

A 君は、多くの友人が登録されている SNS で日記を書いている。ある時、冗談のつもりで、 友達 B 君の悪口を日記に書き込んだ。B 君には見られない設定にしていたが、他の友達が それをコピーして書き込みをしたことで、B 君にもその悪口が伝わった。A 君が書き込んだ内 容に怒った B 君は、自分の日記に A 君への文句を書き込んだ。それが SNS 上の友人にあ っという間に広がり、それを知った A 君は、はじめて事の重大性に気付いた。

特殊性

- ○掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ○スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報 (GPS)により、自宅が特定されるなど、利用者の情報が流出される危険性がある。

◆動画共有サイト

A 君は、クラスの数人からプロレス技を掛けられていた。その様子は携帯電話でも撮影されていた。そして、過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿された。

特殊性

○一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に 流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

(2)未然防止

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力して指導を行うことが重要である。

①保護者への啓発

- ・フィルタリングだけでなく、生徒を危険から守るためのルール作り。
- ・知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識 すること。
- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれる生徒が見せる小さな変化に気づけば、学校へ相談すること。

②情報教育の充実

- ・授業における情報モラル教育の充実。
- ・生徒研修会、講話の実施。

(3)早期発見:早期対応

①ネット上のいじめの把握 ・被害者からの訴え ・閲覧者からの情報 書き込みをした者の名前がわかっても、「なりすまし」も考えられるので、直接当事者に聴くときは、事実確認を慎重に行う。 ②不当な書き込みへの対処 状況の記録 ・掲示板アドレスを記録・書き込みをプリントアウト ・携帯は画面撮影など 管理職への報告 掲示板管理人への削除依頼または掲示板プロバイダへの削除依頼

削除確認

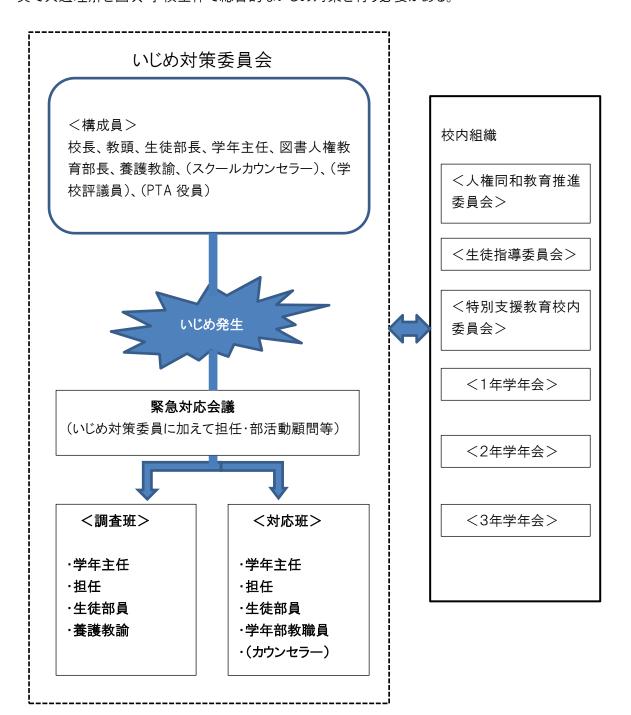
削除に応じない場合、違法性が認められる場合・・・警察、法務局等に相談

生徒保護者への説明

[組織的対応]

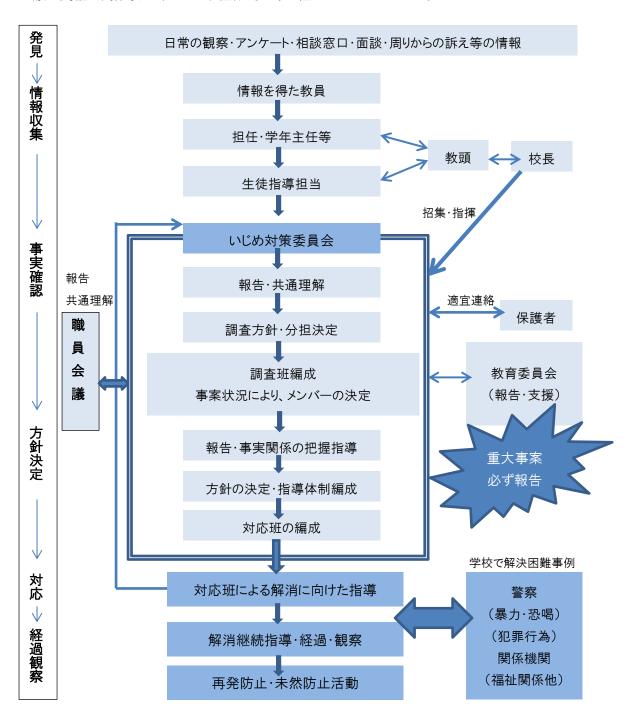
1. いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的取組を行う必要がある。いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、校長が任命した「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。



2. いじめが発生した場合の組織的対応

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが 大切である。担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追 い込んでしまうこともある。そういった状況を避けるためにも、いじめ対策委員会による緊急対策 会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組むことが大切である。



3. 保護者、地域、関係機関との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、家庭、地域、関係機関との連携が不可欠である。

- ○PTA や地域の関係団体へいじめへの対処方針や指導計画を公表して、保護者や地域住民の理解を得るように努めるとともに、「学校いじめ防止基本方針」への意見を求めて改善に努める。
- ○中学校との連携や、他校との連携など生徒の人間関係やグループ形成の状況等の把握に努める。
- ○いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、関係機関(警察、福祉事務所、民生・児童委員、医療機関、児童相談所)等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

4. 校内研修の充実

「学校いじめ防止基本方針」を活用し、いじめ問題についてすべての教職員で共通理解を図ることが必要である。教職員一人ひとりが様々なスキルや指導法を身につけ、指導力やいじめの認知力を高めるための研修や具体的な事例研究等を計画的に行う。

事例研究の例(いじめの失敗から学ぶ)

事例研究1(教師の言動がいじめの土壌を生んだ例)

担任 A 先生は、クラスの生徒に「もっと早くやりなさい」といつも命令ロ調で指導している。いつも行動が遅い、C 生徒がやりかけようとすると「何しているの」と言って活動を妨げたり、考えていると「こんなこともできないのか」と言って叱ったりする。 B 生徒が自分より立場の弱い C 生徒に対して、A 先生と同じ口調で「あんたこれやっとけ」と命令することがしばしばみられるようになってきた。

課題1:B 生徒は、命令ロ調を担任から誤学習し、担任の言動が生徒同士のいじめを助長させた。

留意点

- ◆生徒一人ひとりが課題を把握できるように、わかりやすく生徒に伝える。
- ◆教職員の言動が、生徒にどのように受け止められているか考えることが大切。

事例研究2(養護教諭からの情報に対して、担任の受け止めが不十分だった例)

1年生の A 生徒が、「B 生徒の中学校時代のことを、他の友人に話したことをきっかけに、同じクラスの B 生徒のグループにいじめられている。」と養護教諭に相談してきた。養護教諭は、担任に伝えたところ、担任は、<u>B 生徒を呼んで A 生徒から相談があったことを伝え、事情を聞いた。B 生徒は「そんなつもりはありません。これから気をつけます。」と言ったので面談を終えた。担任は解決したと考え養護教諭に報告した。</u>

4月にクラス替えがあり二人は同じクラスになったが、A 生徒は教室に入れなくなった。養護教諭の確認でいじめが継続していたことが分かった。

課題1:担任が養護教諭から十分に状況を確認せず、A 生徒の訴えを安易に B 生徒へ伝えた。

課題2:「B 生徒が反省していたので、いじめは解決した。」と安易に考え、その後の経過観察が

留意点

- ◆養護教諭との連携が不可欠。相談内容を本人に配慮しながら報告する。
- ◆いじめの人間関係は、一人の判断ではとらえにくい。多くの教職員で情報を共有し、日々の観察を行うことが大切。
- ◆複数の見方や視点から方策を検討して取り組むことが解消の近道である。

事例研究3(安易な約束が事態を悪化させた例)

B 先生は、担任をしている1年生の A 生徒から「先生だけに相談がある。」と言われ、相談室で話を聞いた。「友達と思っていた子から無視されたり、悪口を言われたりしている。ずっと我慢してきたが、もう疲れた。」とリストカットの跡も見せられた。A 生徒は「誰にも言わないで。」と言ったが、先生は学年会で報告し、早期解決を図るため教職員や関係している生徒に聴き取りを行った。いじめの事実は確認されず、学年全体で様子を見守っていたが、一週間後 A 生徒は「誰にも言わないと約束したのに。」と言ったあと翌日から学校に来なくなった。

課題1:「リストカット」したなど深刻な相談に、どのように対応するべきか理解していなかった。 課題2:生徒の意向に反して聴き取り調査等を実施した場合、生徒との信頼関係が崩れること や、いじめを助長する可能性があることを認識していなかった。

留意点

- ◆自殺の可能性があるような深刻な状況には、「あなたのことを心配している」という姿勢を示したうえで、教職員や保護者が連携していく必要性を認識させ、組織的な対応をとる了解を、本人からとることが大切。
- ◆生徒や保護者から学校は関与しないで欲しいと強く要求されたら、意向を尊重するあまり対応が遅れないように、できる範囲で事実確認の把握に努める。学校として生徒の人権と命を守るという毅然とした姿勢を本人や保護者に示し、了解を得て、速やかに対応する。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団 】	
□朝いつも誰かの机が曲がっている。 □教職員がいないと掃除がきちんとできない	
□掲示板が破れていたり落書きがあったりする。□グループ分けすると特定の生徒が残る。	
□班分けすると机と机の間に隙間がある。 □特定の生徒に気を遣っている。	
□学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる。	
□自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。	
□些細なことで冷やかしたりするグループがいる。	
□授業中教職員に見えないようにいたずらをする。	
いじめられている生徒	
●日常の行動・様子	
□わざとらしくはしゃいでいる。 □おどおど、にやにや、にたにたしている。	
□いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。	
□下を向いて視線を合わせようとしない。 □顔色が悪く、元気がない。	
□早退や一人で下校することが増える。 □遅刻、欠席が多くなる。	
□腹痛や体調不良などを訴えて保健室に行きたがる。 □ときどき涙ぐんでいる。	
□悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをする。	
●授業中・休み時間	
□発言すると友達から冷やかされる。 □一人でいることが多い。	
□班編成の時に孤立しがちである。 □教室にいつも遅れて入ってくる。	
□学習意欲が減退し、忘れ物が増える。	
□教職員がほめると冷やかされたり陰口を言われたりする。	
●昼食時	
□弁当にいたずらをされる。 □昼食を自分の教室で食べない。	
●清掃時	
□いつも雑巾がけなど嫌な仕事をしている。 □一人で離れて掃除をしている。	
●その他	
□トイレなどに誹謗中傷する落書きが書かれる。 □持ち物や机、ロッカーに落書きされる。	
□持ち物が壊されたり、隠されたりする。 □理由もなく成績が突然下がる。	
□部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す。□服やカバンに靴の跡がついている。	
口衣服が汚れている。 口必要以上にお金を持ち、友達におごる。	
口けがの状況と本人が言う理由が一致しない。	
いじめている生徒	
□多くのストレスを抱えている。 □家庭や学校で悪者扱いされていると思っている。	
□あからさまに教員の機嫌をとる。 □特定の生徒のみに強い仲間意識をもつ。	
□教職員によって態度を変える。 □教職員の指導を素直に受け取れない。	
口活発だが他の生徒にきつい言葉を使う。	

[重大事態への対応]

1. 重大事態の意味

「島根県いじめ防止基本方針」に従い、次の場合をいじめが行われた際の「重大事態」と受け止め、適切に対応する。

- ●いじめにより在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童生徒が自死を企図した場合。
 - ・身体に重大な傷害を負った場合。
 - ・金品等に重大な被害を被った場合。
 - ・精神性の疾患を発症した場合。
- ●いじめにより在籍する生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ・「相当の期間」については、年間30日を目安とする。
- ・生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は、目安にかかわらず適切に判断する。
- ●生徒や保護者から、「いじめられて重大事態に至った。」という申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

2. 重大事態への対応

重大事態の捉えについては、事実関係が明確にされていない段階であっても、その疑いがある場合は重大事態として対処する必要がある。

重大事態と判断した場合、県教育委員会にすみやかに報告するとともに、対応を相談する。

1. 重大事態の調査組織の設置

いじめ対策委員会を母体とした調査組織を設置する。組織の構成については、専門的知識 及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しな い第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

2. 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする必要がある。

○ 調査主体が学校の場合は、学校に設置しているいじめ対策委員会を母体とし、当該重大事態の状況に応じて専門家を加えてすみやかに調査を実施する。また、教育委員会は、学校に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じて、専門的知識及び経験を有した第三者を派遣する。

- 教育委員会が主体となって調査すると判断した場合は、附属機関において調査をすみ やかに実施する。この附属機関の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福 祉の専門家等の専門的知識を有する者を充てる。当該事案の関係者と直接の人間関係又 は利害関係を有しない者(第三者)から選任し、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- 〇 調査の公平性、中立性を確保するため、当該事案に関係する当事者又は利害関係等を含有する者は、当該調査に従事することはできない。

3. 調査の結果報告

調査結果は、県教育委員会を通じて知事に報告する。いじめを受けた生徒、保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒、保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることができる。